

平成 26 年 12 月 9 日

復興推進計画の申請について

仙台市

1. 利子補給金事業の概要

被災市町村において復興推進計画を実施する上で中核となる事業に必要な資金の融資に関し、復興庁より直接金融機関に対して利子補給（利子補給率：0.7%以内、期間：5年間）がなされるもの。基礎自治体が申請者となる。

2. 経緯

- ・ 東北電力が港地区に建設している新仙台火力発電所第3号系列新設工事に関し、利子補給金事業の適用について当社より要請を受けた。利子補給先は、三菱東京UFJ銀行、日本政策投資銀行。
- ・ 新仙台火力発電所では既設の1号機（35万kW）、2号機（60万kW）を撤去し、3号系列（98万kW）へのリプレースを行う予定。また、重油、天然ガス、原油を燃料とした発電からLNGへの転換を図るために、東北太平洋岸において最大の受入能力（32万kℓ）となるLNG受入基地を併せて整備する予定。
- ・ 東北電力及び金融機関との調整を行い、復興特区制度による利子補給金事業の公募に11月28日にエントリーし、12月5日に復興庁より採択を受けた。

3. 投資概要

施設名称：新仙台火力発電所第3号系列新設工事

所 在：宮城野区港五丁目2番1号

整備内容：3号系列発電設備（49万kW×2基）、LNG燃料設備整備

4. 当該事業の適格性（利子補給金事業としての採択要件）

- （1）復興特区法施行規則第2条第4号に定める事業（地球温暖化対策、リサイクルの推進その他地域における環境の保全（良好な環境の創出を含む。）に係る事業）に該当するか否か

これまで使用していた1号機・2号機（重油、天然ガス、原油）に比べCO₂排出量が1/3削減（約330万t→約210万t）されること、燃料使用量が1/4削減（約9.7MJ/kWh→約7.1MJ/kWh）されること、SO_x、ばいじんが排出されなくなること、コンバインドサイクル発電方式の採用により発電効率が従来の約40%から世界最高レベルの約60%に上昇することから、地球温暖化対策、環境の保全に資する事業に該当するものと評価する。

(2) 復興推進計画の目標を達成する上で中核となるものの対象要件

i) 復興計画等に位置付けられていること

→本市震災復興計画の中で「エネルギー効率の高い都市を目指すとともに、非常時にも安心な都市づくりを進める」と定めており、本設備は発電効率が世界最高水準であり、かつ、CO2 排出量等も大幅に削減されること、東北太平洋岸で最大となる LNG 受入基地の新規設置により、非常時におけるガス供給インフラの強化につながるものと期待されることから、非常時にも安心な都市づくりを進めるとしている本市の施策の方向性に合致するものである。

ii) 当該市町村の対象業種（電力業）の設備投資平均額と同等以上であること

→市内の対象業種内の企業は東北電力のみであり、1 箇所への投資額としては東北電力の中でも大規模なものであるため、対象業種の設備投資平均額と同等以上の投資となる。

iii) 資金計画が適正であること

→復興庁より本事業の採択を受けており、資金計画は適正である。

以上、三つの要件を満たしているため、復興推進計画の目標を達成する上で中核となる事業と言える。

復興特区利子補給金制度 活用状況について（他市町）

利子補給金制度についてエネルギー関連で、これまでに他市町で認定を受けている案件は以下のとおりです。

① 鹿島共同火力(株)（茨城県鹿嶋市）

利子補給金支給先金融機関	(株)常陽銀行 (株)筑波銀行
復興特区法施行規則第2条に規定する該当事業	第4号事業 (地球温暖化対策、リサイクルの推進に係る事業)
設備投資内容	副生ガス火力発電所の新設
復興推進計画申請日	平成25年2月12日

② 釜石瓦斯(株)（岩手県釜石市）

利子補給金支給先金融機関	(株)東北銀行 (株)北日本銀行 (株)岩手銀行 (株)日本政策投資銀行
復興特区法施行規則第2条に規定する該当事業	第4号事業 (地球温暖化対策、リサイクルの推進に係る事業)
設備投資内容	LPGからLNGへの設備更新
復興推進計画申請日	平成25年7月24日

③ 東京瓦斯(株)（茨城県日立市）

利子補給金支給先金融機関	(株)常陽銀行 (株)日本政策投資銀行
復興特区法施行規則第2条に規定する該当事業	第6号事業 (地域産業の高度化又は活性化に寄与する事業であって、雇用機会の創出に資するもの)
設備投資内容	LNG基地の新設
復興推進計画申請日	平成25年1月23日

④ 石油資源開発(株)（福島県新地町）

利子補給金支給先金融機関	(株)日本政策投資銀行
復興特区法施行規則第2条に規定する該当事業	第6号事業 (地域産業の高度化又は活性化に寄与する事業であって、雇用機会の創出に資するもの)
設備投資内容	LNG基地の新設
復興推進計画申請日	平成25年7月24日

【参考】復興特区法施行規則第2条に規定する事業

第1号	疾病又は障害の新たな治療方法の研究開発及びその成果の企業化等、医療に係る技術水準の向上及び高度な医療の提供に関する事業
第2号	農林水産業及び関連する産業の体質の強化又は再生を図る事業
第3号	エネルギーの使用による環境への負荷の低減に関する技術の研究開発及びその成果の企業化等、エネルギーの使用の合理化及び再生可能エネルギーの利用の促進等に関する事業
第4号	地球温暖化対策、リサイクルの推進その他地域における環境の保全（良好な環境の創出を含む。）に係る事業
第5号	新商品の開発又は新役務の提供その他の新たな事業の分野への進出等を行う事業であって、雇用機会の創出に資するもの
第6号	地域産業の高度化又は活性化に寄与する事業であって、雇用機会の創出に資するもの
第7号	貨物流通の効率化、円滑化及び適正化に関する事業
第8号	情報通信基盤の整備等に関する事業
第9号	地域における公共交通機関の整備等に関する事業